

第 8 回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 8 年 3 月 1 0 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 分

2 場 所 青森合同庁舎 4 階共用会議室

3 出席者

【委 員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋谷委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員	
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山係長	

(事務局 室長補佐)

ただ今から第 8 回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、小山内委員、相馬委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴について公示をしましたが、希望者がありませんでしたので、併せて報告いたします。

はじめに角井労働局長より挨拶申し上げます。

(事務局 労働局長)

皆さまどうもお疲れさまでございます。年度末のご多忙の折、ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

本年度の青森県最低賃金につきましては、昨年 11 月 21 日に発効いたしました目安額が 64 円に対して 76 円アップの 1,029 円ということであります。

これはひとえに、皆さまの熱心かつ建設的なご議論の末できたと思っております。どうもありがとうございました。

我々が心配していたのは、上げ幅の大幅アップ、1,000 円超ということですからかなり報道もされまして、雇用に関する影響について少し心配していたんですけれども、これまで見ていた限りでは、求人倍率等に大きな数字のぶれとか、そういうのは無く一応平穏な形で今来ていると考えております。

来年度に向けて国の方としては動いておりまして、ご存知の通り、目安に関する全員協議会の第 1 回目が開かれております。

内容につきましても、後ほど説明がありますけれども、目安額の水準の話と、あと発効日の話がございました。まだ結論等は見えていないんですけれども、どういう形になるか我々も注視していきたいと考えております。

本日は、意向表明に関する報告と、今後の雇用の影響等も含めて、影響がどのくらいあるのかということも知りたいと思っておりますので、振り返りということで皆さまからのご意見等をいただきたいと思います。

本日はよろしくお願いいたします。

（事務局 室長補佐）

以降の議事進行につきましては、石岡会長お願いいたします。よろしくお願いいたします。

（石岡会長）

それではどうぞよろしくお願いいたします。

議題の ですけども、令和 8 年度の青森県特定最低賃金の改正申出の意向表明について、事務局から報告をお願いします。

（事務局 賃金室長）

それでは議題 1 について説明をさせていただきます。産業別最低賃金の改正につきましては、例年 7 月末に関係労使からの申出を受けまして、改正の必要性の諮問、あるいは改正諮問を行うという流れになりますけれども、その前に概ね前の年度の末を目途に、申出の意向の有無について、審議会において確認をするとされているところでございます。

今般労働者側から提出されました意向表明の文書の写しが、会議資料、次第が付きまして綴りの № 1 でございます。こちらが連合青森会長名の 4 業種分について記載をされたものでございます。

申出ケースとしましては、鉄鋼業が労働協約ケース、他の 3 業種が公正競争ケースとなる予定ということでございます。

ページをめくりますと、業種毎になります。2 ページが百貨店総合スーパーマーケットその他の各種商品小売業で、U A ゼンセン青森県支部から、3 ページが鉄鋼業で日本基幹産業労働組合連合会青森県本部から、4 ページが電気機械器具等製造業で電気連合青森地域協議会から、5 ページが自動車小売業で全日本自動車産業労働組合総連合青森地方協議会からとなっております。

この意向表明によりまして、令和 8 年の 7 月末までに改正の申出が行われるということになりますので、審議会としてのご確認をお願いいたします。

事務局では 5 月から 6 月にかけて実施する最低賃金基礎調査、こちらの実施に当たりまして、例年通り産別最賃の改正審議に対応できるよう、この 4 業種について準備をさせていただくということになります。

次に意向表明がありましたので、適用労働者数と適用使用者数の確認をお願いいたします。会議資料は 6 ページの資料 2 でございます。

鉄鋼業につきましては、適用労働者数が 1,518 人、適用使用者数、事業場数になりますけれども、事業場数が 30 でございます。

電気機械器具製造業につきましては、適用労働者数が 7,528 人、適用事業場数が 126 となります。

百貨店総合スーパー、その他の各種商品小売業につきましては、適用労働者数が 1,266 人、適用事業場数が 18 ということになります。

自動車小売業につきましては、適用労働者数が 4,785 人、適用事業場数が 614 ということになっております。

この数字ですけども、令和 3 年の経済センサスの結果をもとに、その後の実態調査の結果等を反映したものであるということでございます。

改正の申出につきましては、ご存知の通り適用労働者数の概ね 3 分の 1 とされておりますので、各業種につきまして、今の表の右の申出要件（人）と書いてあるこの数字、鉄鋼業が 506 人、電気が 2,509 人、百貨店総合スーパーが 422 人、自動車小売が 1,595 人ということになりますので、ご留意いただきたいと思います。

改正申出に關しての必要書類ですけれども、労働協約ケース、公正競争ケースとも次の 7 ページにございます。これは毎年同じものです。

また、合意を確認するために必要な書類の資料を付け忘れたので、追加資料として配布させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、産業別最低賃金につきましては、労働協約及び労使協定書による企業内最低賃金額、これが特定最賃の金額審議における引上げの上限額となりますことから、企業内最低賃金に関する資料を申出の際には添付をしていただくと共に、月額のみで協定をしている場合等につきましては、月間の所定労働時間数の資料を添付いただく等、時間額に換算できるようにしていただくことを併せてお願いをしたいと思います。

以上、産業別最低賃金の改正申出の意向表明に関する説明を終わります。

（石岡会長）

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして何かご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは令和 8 年度の産業別最低賃金の改正について、鉄鋼業をはじめとする 4 業種、全ての産業別最低賃金の改正申出の意向表明が行われているということを、当審議会として確認をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいですかね。

これから夏に向けて正式な申出があり、具体的に審議に入っていくわけですが、ご承知の通り産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブの発揮により設定するという性格がございますので、労使双方のご協力を得て円滑な審議をしていきたいと思っております。日頃から労使両者間の意思疎通を図っていただくようお願いをいたします。

それでは、議題の 2 令和 7 年度最低賃金審議会等開催状況の報告について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 賃金室長）

資料の 8 ページ、資料№ 3 になりますけれども、こちらをご覧くださいと思います。

今年度の青森地方最低賃金審議会会議別の開催状況でございます。今年度につきましては、地域別最低賃金の専門部会の回数が、例年より多くなり 7 回においてご審議いただきました。また産業別最低賃金につきましては、改正諮問が行われなかった業種が 2 つございましたので、特賃の専門部会の回数は逆に減ったということでございましたが、本日の本審議会を入れますと、本審、専門部会、検討小委員会を含め、全部で 19 回の開催ということになりました。委員の皆さまにはお忙しい中ご出席いただきましたことを、改めて感謝申し上げたいと思います。

ご存知の通り、地域別最低賃金につきましては、目安伝達を 8 月 5 日に行って、7 回における専門部会における審議を経て、8 月 28 日に答申をいただき 11 月 21 日の発効となっております。

産別につきましても、鉄鋼業と電気機械器具等製造業の2業種について結審をし、例年通り12月21日に指定発効ということになっております。

百貨店総合スーパーマーケットその他の各種商品小売業と自動車小売業につきましては、改正が行われず、結果として地域別最低賃金を下回る、いわゆる埋没ということになってございます。

次の9ページは、青森県の平成26年度からの年度別の推移でございます。

10ページは同じく東北地方の鉄鋼業の年度別推移、11ページは電気の東北地方の年度別推移、12ページが東北地方の自動車小売業の年度別推移ということになります。

各種商品小売業につきましては、現在東北では当県だけの設定につき、この東北地方の資料は付けていないということでございます。

12ページの自動車小売については、今年度本県は必要性なしとされ、改正審問が行われなかったということで、そのような記載になっております。

戻りまして11ページの電気でございますけれども、福島県をご覧くださいますと、令和5年から金額が変わっておりません。本年度の青森の自動車小売と同様に、改正諮問は行われていないのではないかとはいわれますけれども、諮問の有無を確実に確認したというわけではないので、改正諮問無しという記載ではなく、金額が変わりないという事実関係の記載のみとさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

次の13ページ資料№6の上の表は平成27年度以降の未満率、影響率の数字、下の表が各監督署で実施しております最低賃金を主眼とする監督指導結果の状況でございます。

監督指導結果につきましては、2月27日現在の状況でございますけれども、今年度につきましては282事業場について調査を実施し、最低賃金法第4条違反、最低賃金未満が約定賃金になっているということですが、この違反が43件、違反率は15.25%となっております。

違反率は、令和元年以降10%前後だったんですけれども、本年度はちょっと高めに出ているという状況でございます。

本年度の審議会開催状況等については、以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見やご質問等はございませんか。

(小山田委員)

ご説明ありがとうございました。最後説明いただいた13ページのこの4条違反ですか、最賃未満ということなんで、数値だけで物事の本質はなかなかつかめないところはあるんですけれども、違反の確認した段階で、何かこう特徴的なこととか、こういう企業側の認識が多くて、その部分で違反につながっているとかいうところがあれば、教えていただければなと思っています。

(事務局 賃金室長)

今年度についての分析ではないんですけれども、違反した事業場に対して認識というものを調査していて、ひとつは最賃額を知っている、もうひとつは最賃が適用されることは知っているけれども額は知らない。もうひとつは最賃が適用されるとは知らなかった、この3つに分類しているんですけれども、私が監

督署で実際に監督をしていた頃は、金額までは知らないというのが多かったんですけども、最近は全国的な傾向なんですけど、金額を知っているというのが一番多くなっています。

最賃額も知っているけれども、結果として違反になっているというものが多くて、こちら辺については何でそれで違反するのかなというところはあるんですけども、中長期的な状況ではそういう傾向になっているということです。

今年度につきましては、まだ集計が2月末現在ということですので、年度で締めて、取りまとめて来年度の審議会の資料としては提出することはできるかと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

（小山田委員）

ありがとうございます。

（石岡会長）

これ7年度といいますけれども、その実施時期は11月以降なのか前なのか。

（事務局 賃金室長）

最低賃金の主眼監督は、基本的には1月から3月に実施しておりますので、令和7年度については、令和8年の1月、2月に実施したものでございます。

大体、今年はちょっとイレギュラーですけども、発効日が10月ということなので、そこから周知期間を3月ぐらいとって、ある程度周知をしたうえで、1月くらいから調査をさせていただくということが例年ずっとそういう感じで実施してございます。

（石岡会長）

他には何かご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。それではその他に事務局から何かございませんか。

（事務局 賃金室長）

資料の残りの部分を簡単に説明させていただきます。

資料の最後の部分、資料7、14～15ページには、当賃金室で実施しております、最低賃金に係る周知広報の実施状況でございます。

1につきましては、報道機関へのリリース、節目節目にリリースをして、報道いただいて周知を図るということでございます。

2につきましては、それ以外の広報周知状況でございます。周知広報依頼の状況を記載しておりますけれども、市町村を含めてさまざまな団体に対して、リーフレットの送付、ポスターの送付等をしております。合計だと663ということですよ。

地方自治体、市町村が発行している広報誌につきましては、確認いたしましたところ、2月末現在で40市町村のうち、35市町村で県最賃の改定の記事が掲載されているという状況でございます。

15ページは産別最賃に係る周知広報の状況でございます。また、といたしまして、ポケットティッ

シュ等を作成して配布をしたり、ミニのぼりによる周知広報も実施しております。

最後に青森労働局ホームページによる周知、こちらでもトップページに、バナーを張って周知をしているところでございます。アクセス回数は10月から先月末までで24,000件ということで、6年度は13,000件ぐらいでしたので、かなり増えているという状況でございます。

また各委員の皆さまが所属する団体等におかれましても、会報への掲載等により最低賃金の周知につきまして、大変なご協力をいただいております。感謝を申し上げたいと思います。事務局といたしましては、来年度につきましても、効果的な時期手法をさらに検討し、周知に努めてまいりたいと思います。

さらに局長の挨拶でもございました、2月27日に開催されました目安制度の在り方に関する全員協議会の資料を、別綴りとして付けさせていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

資料1でございますが、今後の進め方ということです。これを見ますと今後については冬以降に検討が行われ、令和9年度中をめどに取りまとめを行うとされております。

資料2につきましては、基礎資料集ですが、説明は省略をさせていただきます、何ページかめくると資料3というのがございます。令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）というものでございます。

今年度の審議結果を踏まえて、以下の件について議論してはどうか、ということで、その他を除きますと、4つの論点が示されているという状況でございます。

全員協議会で毎回議論されている2つ目のランク制度の在り方について、これは毎回あるんですけれども、これに加えて、この四角の1、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について、ということで、ポツが2つありまして、1として令和7年度最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等の過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないのか等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるか。

2つ目のポツとして来年度の中央地方最低賃金審議会の調査審議に際して、どのような対応が望ましいかと、ということ。

さらに四角の3つ目、発効日についてですけれども、令和7年度は11月以降の発効が27府県と過半数となり、10月1日から3月31日まで発効日に大きなばらつきが生じたことについて、どのように考えるか。発効日の合理的な範囲は有り得るか。有り得とした場合、その考え方について。来年度の中央地方最低賃金審議会の調査審議に際して、どのような対応が望ましいか。

こういうようなことが議論されると思われますので、参考として紹介をさせていただきました。なお、この資料につきましては、厚生労働省のホームページに載っておりますので、それを印刷したものということです。

ただ、現在まだ議事録はアップされていないようですが、追々アップされると思いますので、そうなりとこの資料に基づいて、実際に厚生労働省の方からどのような説明があり、それに対してどのようなご意見が出たかということは分かるのかと思います。

またここで引上げ額と発効日について、来年度の中央地方における審議に際してということですが、この全協の直前に行われた中賃の資料を見ますと、この目安制度の在り方に関する検討の進め方についてという資料が付いておりまして、これで検討期間を見ますと、令和9年度中の取りまとめを目指し、さらに労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに、一定の考え方の整理が必要と考えられるものは、令和8年度

の目安審議までの取りまとめを目指し検討を進めとなっておりますので、もしかしたらもっと早く議論が行われて、令和8年度の中賃の前までに、一定の考え方が示される可能性もあるということでございますが、これ以上の情報を持っておりませんので、そこはご了承いただきたいと思います。以上でございます。

（石岡会長）

ありがとうございました。ただ今のご報告につきまして、何かご質問等はございませんか。どうぞ。

（小山田委員）

今の最後のその今年度の最賃審議会、地方の審議結果を踏まえてということで、項目的にはこういうことが論点になり得るだろうなとは思っています。

疑義がメディア等から呈されているということでございますけれども、地方審議会としても、疑義を感じておりますので、メディアだけじゃありません。実際に審議の当事者としてやった、これは本県に限らないと思いますけれども、各地方最低賃金審議会の委員の皆さま、やはり近隣県等との過度な競争意識とか、最下位争いというところで強く認識されていたのではないかと、私自身は思っております。

そういうことですので、これ8年度の審議の前に、一定の方向性を出していただかないと、また同じことを、8年度に非常に難しい審議になっていくという可能性が、私高いんじゃないかと思っております、制度上は9年度ということになっておりますけれども、やっぱり8年度の審議の前に、大事なところはきちり示していただきたいなということを、声の一つとして挙げていただきたいなことを思っております。

それから2つ目の大きい四角、ランク制度ということがありますけれども、これについては、令和5年の4月に厚生労働省さんが発表した、中賃における目安制度の在り方に関する全員協議会報告で、ランクは4つから3つに変わったということで、文面を見ますと、当時は4ランクから3ランクにしたのは、地域間格差の拡大抑制という表現をされていたように記憶しております。

それがいつのまにか、格差の拡大抑制から格差是正に大きく方向転換したのではないかとということで、これ何故なのかなということも疑問ですので、これについてもきちり中賃の方の議論の中で、2023年の4月に発表されたものと、ちょっと変質しているんじゃないかなということの思いがあるのと、具体的にA B Cランクというのはずっと、基本的にはその経済規模の大きいところから、小さいところ、強いところ弱いところで、A B CあるいはA B C Dということをやってきたと思うんですけれども、これが6年度はA B C同額の目安額、7年度は逆にCの目安額が大きいということになったので、前提条件が大きく崩れているような感じもしますので、そういうことも含めて、現状のランク決めについてどのように考えるかということでは議論していただいて、次のといいますか今年の審議会の前に出していただかないと、また昨年と同じような、非常に難しい状況になるのではないかとということを懸念しておりますので、これについても要望したいと思っております。

それから3つ目の四角、この発効日についてというのがございますけれども、7年度といいますか、記載の通り10月1日から、年明け3月31日までということで、半年間発効日にバラツキがあってはもう、これ制度としては、特に働いている方々の納得感という面からいうと、自分たちのところより半年早い県があるのに、自分たちはそれから半年遅く引上げされるということは、たぶん納得感がないのではないかと、

青森県の場合はそこはバランス取れている結果だったとは思いますが、制度として全国的に見ると、やっぱり半年近く違うというのは、果たして制度設計として許容の範囲内なのかどうかということ、非常に疑問です。

どのようにしていけばいいのかということなんですけど、やはりこれA B Cランク、目安額の金額の示され方と発効日について、7年度一定の相関関係的なものがあったと思うんです。

金額が上がると発効日がいつもより後ろ倒しになるような、明確ではないんですけれども、一定の相関関係があったのかなというふうに私は受け止めておりまして、仮にそうだとすれば、やっぱり発効額と発効日の関係性というのは一定程度は、考え方をセットで示していただくということも、ひとつの方法じゃないのかなと、そうしないとたまたまその県の会長さんが、年度末でいいやと言っちゃうとそれでなっちゃうということにもなりかねませんので、そういうのは公の制度としては果たしていかがかなという思いがありますので、そういうことについても、中央の方に声を届けていただいて、今年の審議に間に合うような形で、結論と言わないまでも方向性は示していただきたいなと思っております。

以上でございます。

（石岡会長）

ありがとうございました。他には何か。どうぞ。

（中野委員）

私からも、まず1点目ですけれども、今回の最低賃金審議においてでありますけれども、先ほどマスメディアという話も、小山田さんの方からありましたけれども、やはりその近隣県とあるいは過度な競争意識的なものが働いたのではないかなというふうに問われております。

ただ青森県の審議会においては、それに囚われることなく主体性を持った議論をしていくというところは、一定の認識を持ちながら審議が行われたんじゃないかなというのが、総合的に感じているところではあります。

ただ、労働者側としては、最低賃金の引き上げというのが、どうしてもその地域における労働者の生活実態、あるいは物価の動向と賃金水準の底上げの必要性も踏まえて、判断されていくことが必要だと思っておりますし、それだけここ近年の食料品、光熱費もはじめとした生活必需品の価格の上昇感というのと、あと実質賃金の長いこの低迷というか、なかなかプラスに転じない状況だとか、あるいは地方における人手不足、こういったものの要因というのが数年前よりもやっぱり加速化しているということも、どうしても踏まえなきゃいけないなというのもあると思います。

労働者の生活する環境は厳しいものでありますから、もっともっと最低賃金の趣旨というか、法の考え方にもセーフティーネットだという役割も担っておりますので、その引上げにあたっては生活の安定もそうですけれども、地域経済の持続可能性も確保する観点からも、改めて最低賃金というのが必要だと認識しているところです。

一方で、今後その結果としてなんですけれども、地方において最低賃金の水準が一定の労働力流出の一因となり得るということも現実としてあるものですから、結果として近隣県との比較というのは、一定程度議論の材料となるのは避けられないのではないかなと思っております。

競争意識ということではなくて、地域間格差の是正という観点からも、自然な議論として生じる問題だ

と思っておりますから、今後のその審議に当たっての地域の生活実態、あるいは物価上昇の影響それから労働力の観点などを総合的に踏まえながら、引き続き丁寧な議論を重ねていくことが重要なのではないかと考えているところです。

2つ目ですけれども、先ほどランク制度のお話もありましたけれども、こちらについては、一定地域ごとの経済状況の違い等々を踏まえながら設けられているとは思いますが、近年地域間の地域賃金格差、それが固定化しているような側面というのものもあるのではないかと指摘もございますので、とりわけ地方においては最低賃金の水準というのは、どうしても都市部とは差があるという実態でありますから、若者あるいは労働力の流出の進む人手不足が深刻化するというにつながらないように、ランクのあり方というのは、改めて地域間格差が生じないというか、そういう制度設計の検討が必要なのではないかなと思います。

最後ですけれども、発効日の部分でございますけれども、今回はそれぞれのところで一定発効日についても議論するという目安の中であったわけで、先ほどもあった通り、極端なところが正直あったと思います。

11月以降の発効日が、今回は全都道府県の中では半数以上となったというのが今回の特徴だと思っておりますけれども、非常に早いところは10月、遅いところは3月という、このばらつき感というところにあたっては、危惧しているのは労働者あるいは事業者も含めて、関わるところへの制度の周知というが、ばらつきが生じると思うんですね。

県ごとできちんとさまざま労働局さんの方でも広報は行ったり、我々もさまざまな周知は行っているものの、やはりこれまで10月というイメージがある程度あったでしょうし、それが極端に1月になったり3月になったりというところがあるということになれば、一定社会的理解というの観点からも極端な部分は望ましい形ではないんじゃないかなと思っております。

一定程度は発効時期の目安とか、合理的な範囲を設けることについて検討する余地はあると思うんですけれども、例えば原則として10月中の発効を目指していくというのは基本としていくべきなのではないかと考えておりますし、中央最賃の全員協議会も今行っている最中ではありますので、改めてその発効日のあり方についても、丁寧な議論と検討をしていただきたいと思います。以上です。

（石岡会長）

ありがとうございました。

それではこの報告についてはこの程度といたしまして、最後に今も若干発言の中にあったところですが、本年度を振り返って、審議に対するご意見、ご感想、あと改正されたこの最低賃金についての周囲の反応ですとか、影響ですとか、そういったことを皆さんご承知の範囲で教えていただければと思います。

いかがでしょうかね。労働者側からいかがでしょうか。

（秋田谷委員）

私から個人的な意見もありますけれども、まず審議結果でいきますと、Aランクを除くB、C県が、ほとんど目安を上回る引上げを行っているというのがございまして、Aランクは東京、大坂、神奈川とか大都市圏のみといえますので、言い方悪いんですけれども、Aランクの大都市圏は、最低賃金の目安が幾ら

であろうとも、引上げをする必要がない、いわゆる高みの見物でもいいんじゃないかと、私はそういう見方をしております。

というのが、例えば東京であれば、時間額が1,226円なんですけど、実際コンビニで働いても時給1,500円、1,600円というのは当たり前で、それに割増となると2,000円とか、そういう金額というのが非常に多く見受けられる。

別に最賃で縛らなくても、それなりの収入がAランク県では十分確保できるので、逆にいうと頑張る必要がないのではないかと。

その中で今回発効日の遅れというのが出ました。私一番の原因としては中賃が示した目安の答申案に、金額の引上げに合わせながら、発効日についても検討するような記載がありました。それが一番の要因だと思います。

その背景には、令和5年度岩手県が最下位になりました。令和6年度には秋田県が早々に決着をして、秋田県としてはこれだけ上げれば最下位はないだろうと判断したのが、他のC県が全部上回って行って、結果として最下位になってしまった。

この令和5年度、6年度の経験を踏まえて、BとかCの低い県が、これはこのままいくとどの県でも最下位になる可能性があるというチキンレースといいますが、競争が始まってしまったのではないかなと思っています。

先ほどABCのお話ありました。審議にはその地域の支払い能力というのがあってですけども、それでいくとやっぱりAは高くなっちゃうし、Cは低くなっちゃうと、特に青森県をはじめとするC県が危機感を感じたと、先ほど中野委員の方からもありましたけれども、やはり地域間格差、隣県との差もそうでありますし、あと人口減少、大都市圏だけは人口増えるんだけど、地方は人が減ってってしまうと、そういったそんな中、労働者不足として賃金を高めることで人材を確保しようという意識、あと特に若い世代が出ていってしまうと、そういう危機感もその中にはあるんだろうと思います。

あと物価上昇、エンゲル係数、東京はそれほどでもないんですけども、C県だけがやはりエンゲル係数が高くなってしまふ。所得の低いというのでエンゲル係数が上がるというのは当然のことだとは思いますが、そう考えていくと、最低賃金の目的からいうと、一定程度上げていくというのは当然のことだろうと思うし、それをさらに後押ししたのが、政府の考え方、時給を1,500円目指すという考え方もその中にはあったと思います。

コロナの時と全く違うのが、メディアが前は1円2円とか5円とかの最低賃金の引上げの議論というのが、全然マスコミにも注目されなかったものが、近年非常に注目が高まっていることからいうと、これは逆にマスコミに煽られながら、我々も審議をしているのではないかなと、ちょっとそういう感覚も持っております。

あと企業経営者の方と話す機会あるんですけども、どういう話をするかというと、「どうせ来年も最低賃金上がるんでしょ、それを見てからうちは賃金改定をします。」という言い方するんですよ。

業務改善助成金とか申請したらどうですかというと、「いや申請するだけでも骨折ると、申請する作業する事務員もいない、なので違反にならないように改定したら直すんだ。」という、そういう見方をしている企業経営者の方が、やはり数名見受けられるということもありますので、こういうところの意識改革も必要なのではないのかなとちょっと感じております。

いずれにしても中賃の目安の中で、小山田委員の他にもご指摘あった部分についても、ある程度整理を

してもらわないと、令和8年度の審議については、また令和7年度と同じような形になってしまうというのは目に見えていますので、その辺は政府の支援も含めて中賃の考え方というの、ある程度示していたきながら、やっていくというのが私の方も理想だと思っております。

（石岡会長）

ありがとうございました。じゃあ中野委員は。

（中野委員）

金額もそうですし、あとは発効日という部分については、ストレートに言っちゃうと隣県秋田、岩手、全国最下位というところとか、そういうところが風潮的にあまりにもマスメディアさんというか、報じ方というところも、すごく競争意識を県ごとに対立構造にするような、そんな報道をされてしまうと、意識しないかといったらそれ嘘になるとは思うんですけどね。

従ってそうは言ってもというところで、最終的に公益見解に至るまでには、やはりそこを捉えていくっていいべきではないんだというところは、当然私もそれは同感でしたし、やはりそういう決め方をしたわけではないというところ、心の中では皆さんそこは思いというか、認識としては持ちながら、最終的な見解にいたったというところのプロセスの部分は、私は問題はなかったのではないかなと思いたいし、思っているという自負感を持ちたいというのは、正直な本音です。

ちょっと懸念していたのが、先ほど報告にもありました、違反の関係の数というところ先ほど聞いた時に、増加した要因だということは何なのかなとは思ったところもあるんですけども、まだそこは明確に根拠はないんですけども、やはり今後その発効日のそれぞれの県ごととかのずれ感というか、いつもとの違うくらいの時期になった時に、思い込みで10月中に確か変わるんだよねとか、ある程度認識のずれ感というところにも繋がったりして、違反の増加率のところ少し相関性が出たりしなければいいなというのは、ちょっと一瞬思ったところでしたので、改めていずれにしても全体のこの周知というか、認識のところに相違がないようにしていかなきゃいけないと、さまざまそのところから最終的な結果については周知していかなきゃいけないのかなと思いますし、抑止防止というか違反防止の観点からも含めて、そうなのかなというところでした。以上です。

（石岡会長）

それでは、どうぞ。

（野坂委員）

私の周囲の意見なんですけれども、やっぱり「最賃が上がっていただけるだけで感謝しています。」というのはよく言われます。

ただ1,000円を超えたことにより、年収の壁とかでやっぱり苦労されている方もいらっしゃるの、それはまた別の世界なんですけれども、政府の方にそこはお願いしていきつつ組合では色々要望していかなければいけないなと思っているんですが、生活の面では物価も上がっているの、気持ち的には上がっていないのかなと思われる方も、これも多々ありました。

お店の採用面では多少増えています。会社側の方もそこは考えて、最賃はすごい気にしているところで

もあるので、来年も上がるんでしょうという話はいつもされるので、今回の春闘に向けても、それを踏まえて話し合うということは言われていましたので。

あとはバイトさん、「大学終わってそのまま就職してもいい。」という場合も増えていきますので、少しそこは助かっていました。我が社では。なのでこの最賃の審議は注目されているので我が社でも、是非何よりも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（保土澤委員）

年間通しての運営とかに関しては、皆さんおっしゃられた通りであり、相違はないんですけれども、やはり目安を大幅に引上げられた年ということで、私もやっぱり周りから「テレビ見たよ。」とか、「これだけ上がったんだね。」というふうな声はかつてないくらい言われていて、非常に大幅な引上げ額となったのが、すごく世間にはインパクトを与えられているのかなと思ったんですけれども。

一方でやっぱりその他の物価等の上昇がそれに追いついていないような状況で、まあニーズというか、実質賃金として生活が豊かになったかなというのを、自分も含めてやはりまだまだ実感には程遠いような、これだけ上がったとしても実感はないような状況だなと感じたので、また来年度も引き続き、しっかり議論して適正な金額を上げていっていただければと思います。以上です。

（石岡会長）

ありがとうございました。それでは使用者側委員いかがでしょうか。

（小山田委員）

最初に私の方から、改定された最賃に関する周囲の反応や影響ということでご案内いただいていたので、ただ統計を取るとかそういうことはしないんですけれども、いわゆる仄聞するところによればという前提になりますけれども、4点ほどお話をさせていただきます。

まず1つ目は、これは企業経営者側の声でありますので、それ前提でお聞きいただきたいんですけれど、非常に高い引上げ額アップ率というふうに受け止めているけれども、その根拠が分からないので納得感がないと、物価高対策が主な理由だとすれば、それは国の仕事ではないかという声が聞こえてきておりました。

これに関しては、昨年の8月28日の審議会で結審したわけなんですけれども、その最後私報道機関の取材にお答えしたんですけれども、「一義的に政府が責任を持つべき物価高対策を、地方の中小企業に担わせるというのは納得感がない。」と、コメントさせていただいたところであります。

先頃は政権が変わって、国会の予算委員会の審議を聞いていますと、その質問の中で、「時給は将来幾らぐらいかという目標等ありますか。」というのに対して、高市総理が「今は政府として統一したものはございません。」というお話。

それから「じゃあ時給1,500円という目標はなくなったという理解でよろしいか。」という質問に対して、同じく高市総理は「経済動向を踏まえて具体的に検討するという答えしかできない、金額を総理である私が申し上げてしまうと、たくさんの中小企業、小規模事業者に対して、丸投げをしてしまうことになります。それを私はとても無責任なことだと思います。」というコメントをされております。

城内経済財政政策担当大臣も最低賃金を含むこれまでの政府決定の対応について、今後具体的に検討見

直ししていくという主旨の発言もしているところでございます。

そういう意味では新しい内閣の方が、しっかりその最賃制度の在り方も含めて、大いに検討を進めていただきたいなと思っていますし、先ほどのその納得感がないという私の発言もありましたけれども、もしかしたら違反率にも、知っているけど違反していますというところは、納得感のなさが若干影響している可能性もあるのかなと、これはまあ個人的感想でございますけれども、思っております。

それと2つ目です。漏れ聞こえてくる声ですけれども、2つ目としては社員全体の給与体系の見直しが生じますと、最賃を上げた分をどこかで調整しなければならないと、将来の予見が難しく、今後の事業計画、人事異動の対策が非常に難しい状況だということで、利益が出なければどこかにしわ寄せが行くということになってしまいますので、それはキャリアの積んだ社員さんなのか、さまざまな手当ての部分の見直しになっちゃうのかわかりませんが、それは本来の姿ではございませんけれども、生の声としてはそういう声も上がっております。

それから3つ目です。非常にご努力いただいている業務改善助成金の関係でございますけれども、申請の準備を進めていましたけれども、想像以上に上がったので、申請を一からやり直すことになりましたという声も聞こえてきております。

そして最後ですけれども、発効時期と年収の壁等々の兼ね合いで、年末の労働調整、労働力確保、これが非常に難しくなる、あるいは難しくなったという声が聞こえてきております。

私が漏れ聞いたのは以上でございます。

（石岡会長）

ありがとうございました。

（菅委員）

私からはまず賃金を上げることによつての業界の動向というか、これにつきましてまずひとつは、やはり賃金上昇は経営にとって厳しいという声が聞こえてきております。

毎月業界から情報をもっているということと、あと半年に1回、業界の方々集めて意見交換とか業界の動向をヒアリングしてというのを、中央会の中でしている中での意見ということです。

あと労務費の価格転嫁が取引先にあまり理解されないという実態があるようで、普通の燃料費とか原材料費は見えやすいというか、交渉がしやすいんだけど、やはり労務費はなかなか価格転嫁ができないというようなお話が聞こえております。

あと小売業界からは逆に消費者の行動についての意見が出ていて、賃金が上昇しても節約志向が直っていないというか、購買行動に結びついていないという声も聞こえてきております。

全く別な話で、今年度の審議会に關しての意見というか要望というか、中央審議会の答申で示された公益見解、目安に關する小委員会報告というのが示されていたわけですが、その中には最低賃金の提示については、地域の経済実態等のデータに基づいて見極めつつ、法定3要素のデータに基づき議論を重ねて欲しいという期待、それから小委員会報告での使用者側見解では、先ほどこちらの話も出てきましたけれども、法定3要素によらない近隣地域との最下位の回避を意図した審議が散見されるということが指摘されておりました。

当県の場合はどうだったのかといいますと、これは私のあくまでの意見感想ですけども、使用者側、労

働者側においては、額の提示においてそれぞれの持っている公的なデータなどを参考にして、統計データを根拠に金額を提示、それぞれ提示していたということで認識しております。

最後には結審にというか、折り合いがなかなかつかないので、公益委員見解としての金額 1,029 円という金額を出していただいたことだと思うんですが、残念ながら例えば理由としては若者の県外流出であるとか、物価の高騰、あとは特に青森県の場合は燃料が高くなりますので、そういう理由は示されてはいるものの、統計データ、数字をもとにした説明というのが残念ながら無かったように私は思っております。

あと審議会の運営についても、去年は秋田県が早めに出したので、そのすぐあと青森県でも出したという形になっていますが、今年度は中央の目安の提示も遅れ、それに伴って色々スケジュールが押したものの、さらにはその近隣の状況を見極めないといけないというような流れもあって、それが出ていないうち結果的にいって結審できなかったという実態があったと私は思っています。

秋田が 1,031 円、岩手県がその後に 1,031 円となり、青森県は 1,029 円という金額で結審したのは、私としては、青森県はなぜこの金額なのか、統計データに基づいた説明が非常に弱いと思っており、納得感のない数字と感じているというのが正直なところでございます。

他県の数字が決まるまで、当県の審議会が結審しないような運営になっているように私には思えたというところで、数字の根拠、データの根拠を基にして説明するのであれば、そういうような他県の状況というものにはしばられず、きちっと対外的に説明できるようなものですので、それが結果的に最下位になったとしても、青森県の場合はこういうデータを基にして算出した数字なのだというふうに、明確に根拠をもって言えるのであれば、結果最下位になったとしてもそれは仕方がないといえ、ちょっと語弊があるかもしれませんが、あとその近隣への 1 円 2 円秋田が高いから、岩手が高いから、青森県から若者が秋田、岩手へ流出してしまうという、それは 1 人 2 人はあるかもしれませんが、実態を見ますと仙台とか東京の方に流れていっているのが、ほぼ実態でございます。

だからその秋田よりも 1 円低いとか 1 円高いとかっていう議論は、あまり意味がないと私は感じている、以上です。

（藤井委員）

私も 2 人の委員が話したものと感じていることは一緒ですが、周囲の反応や、影響について少し。私がおります組合は職員の取扱いもありますが、県内の商工会議所、商工会、協同組合が窓口になり、火災保険や自動車保険を販売するという共済事業を行っていますので、県内のそういった団体にお邪魔する機会があります。最低賃金話題になりますと、毎年、過去最高の引上げということを理解はできても、そのスピードは、自分たちの体力を超えているというお話をされます。

そうはいつでも商売を続けていくには従業員に留まってもらわなければいけないので、賃金体系全体への影響を無視できず、なんとか工面してやっていますが、長い期間なんとか間に合わせるという無理は続くのかな、という心配をされていました。

「補助金や価格転嫁での対応を」と言うけど、申請には手間が掛かるし、補助金はスポット「点」での支援、最賃が上がっていくのは、右上がり続く「線」なので、そういう意味では構造的な改革・解決にはならないのではないかなということや、人件費を上げれば税の負担も増え、ますますお金の心配が増える矛盾など、さまざまあるので商売を辞めたくなくても、どれぐらい頑張れるだろうかという不安の声が多く、最低賃金に関しては明るい反応を聞くことはありませんでした。

国からは目安を超えて引上げがあれば、重点支援をするというお話もあり、この審議会でも話題になりましたが、中小企業の体力というものを超えるスピードで、どんどん進んでいくのであれば、やはりキャッシュが残る税制の改革をセットというか、セットよりも先に行くようなスピードで行ってもらわなければいけない、行って欲しいということはずっと言い続けていかなければいけないなということを、お話ししながら感じました。以上です。

（松山委員）

会のプロセスですとか、そういった全体の流れというのは経営者側の委員の方と同様に思います。受け止めを申し上げさせていただくと、当社もグループ、子会社、グループ会社を含めて、多数ありまして、その会社のそれぞれ経営者に聞くと、一様に今厳しいという意見は多数というか、全然大丈夫という会社はありません。

もちろんこういう状況ですので、賃金を上げたいというところではありますけれども、最賃の上昇が急激すぎてなかなか厳しいと、また最賃に掛かる方の賃金は勿論上げなければならないというところですけど、そうするとこの 76 円というところに掛かるところ上げると、そのそれに近い方たちというところも、同様に考えていかないとバランスが崩れるというところで、実際には最賃に掛かる方以外にも、多数の方の賃金というところも考えていかなきゃならないというところで、その事務的な作業ですとか、そういったところも掛かる一方で、当社に関しては春の労使交渉、これから今やるところではございますけれども、そういったところでベースアップ等々考えていかなきゃならないといったところで、実質的に当社とグループの中では 2 回賃金を上げなきゃならないというような状況が、ここ数年続いているというところでございます。

一方で発効日に関しましても、当社のグループ含めて北海道から関東でございますので、実際にそれぞれの会社、元の所属する県単位でやるというところ決めたので、一方で東京の会社は 10 月に上がって、秋田の会社はまだその最賃に掛かるところが上がっていないと、今月上がるというところなので、実際その不公平感ですとか、そういった声というのは多数聞こえております。

そういったところどう考えているんだという会社も、会社もどう考えているんだということも聞かれますけれども、そういう最賃の発効日というところに準じておりますということをも、なかなかだったらというところで辞めるという方もいらっしゃるのも事実ではございます。

ですので、ここからは本当に個人的なというか考えではございますけれども、今回発効日が 10 月から 3 月までというところで、かなりバラツキがあるというところで、会社の経営側としては、4 月のベースアップ等々というところは、いずれやらなければならない、ただそれをやるのに、最賃が半年後にはどうせこれくらい上がるのかと思っても、最近はそれ以上に予想外に上がるような状況ではございますので、なかなかその見極めができないとあれば、例えば今回の 8 月に結審した金額というのが、青森県だったら 11 月、秋田だったらもう 3 月というところであれば、その準備期間、我々経営者側が申し上げてきた準備期間ですとか、制度の見直しですとかということも含めた期間というのを、できれば 4 月ですとか、やはりベースアップとかは 4 月が多いと思いますので、そういったところに合わせてやっていただくと、我々も経営側の事務方としても、非常に作業といいますか労力というところがまとまるといいですか、年 2 回やっていたもの 1 回で済むと、さらにそれを踏まえての交渉というところになれば、さらに実のある交渉になっていくのかなというところも思いますので、私の感じたところといいますのがそういったとこ

るになります。以上でございます。

（石岡会長）

それでは公益委員側からも一言ずついただきますでしょうか。

（浜田委員）

今年から初めて参加させていただきまして、色々ご意見はありましたけれども、難しい状況にありながら比較的スムーズに、そして丁寧に議論されていたのかなと思っていて、私は県内の状況とかあまり知らなかったんですけど、大変勉強させていただきました。

私が耳にする声というのは、主に学生ですけど、「時給が上がった。」みたいな話は、例年よりも聞こえていたような気がします。

ただ、時給が上がったのが何故なのかというのは、もしかしたら分かっていないのかな、というような話し方をしていたので、そのあたりはもうちょっと学生等へも周知等していただく方がいいのかなと思っています。

特に今から4月からは新しい学生が入ってきますけど、そこで新しくバイト始める方も多いので、新入生に向けて何らかの形で「最低賃金というのがあるんだ、青森県ではどうなっているんだ。」というところを、どうにか伝えられたらいいかなと思っているので、私の方もちょっと頑張っていきたいと思います。私からは以上です。

（森宏之会長代理）

まず周囲の反応ということなんですけれども、自営業者の方とか、コンビニにお勤めの方とか、どっちかというと話好きなもんですから色々話しまして、一人親家庭なんかで昼も夜も働いてらっしゃるとか、すごい人はもう3つぐらいやっていらっしゃる方がいて、そういう方々は「率直に言ったら上がって嬉しかったです。」というような話をされていました。

経営者の方なんかは、「やっぱり厳しい。」とはおっしゃいますけれども、でもその業種とか会社にもよると思うんですが、「やっぱり人手を確保するのが第一なので、最低賃金が上がればそれに対応してやっていくだけです。」というような言い方をなさっておられました。

色々皆さま労使共におっしゃっていた今年度の審議でのちょっと問題点ということでは、ランクの規定が形骸化しているんじゃないかというような小山田委員のご指摘も、それは労使共にある程度共通しているんじゃないかなと、私もそう思っております。

それから発効日のずれが、これは幸い本県の審議会では、さほど大きなものはないんですけれども、話にも出てきますし騒がれていますけど、隣県なんか3月末ということになれば、今年度の賃金じゃなくって来年度の話になりますよね。

先ほど専務さんの方から、新年度のベースアップと一緒にした方が、運営的には楽だというのは分かるんですけれども、そうしますと半年間もらえる賃金がもらえないという問題ですね。

特に最低賃金が対象としていますのは、ある程度給与が中所得、高所得の方ではなくて、非常にどちらかという低所得で社会的にちょっと厳しい環境にある方々なので、そういう方々、弱い立場にある方、格差の問題がよく言われておりますが、考えればあまりこの発効日を極端にずらすというのは、当初の中

央審議会の意見が出てきた時から、おかしいことを言うと、なんか無責任だと私は思っていました。

ですからランクの件に関しては、本県の審議会で決められることではないので、形骸はしているなという思いはあるけれども、なかなかこの審議の中ではちょっと議論するのは難しいかなと思っています。

それから近県との比較というお話なんですけれども、私も経済学とかを教えたりしているんですけども、賃金もやはりこれ市場価格でございますので、例えば私、昔金融関係の仕事をしている時に、下請けの会社さんが、仕事もらっているところに、「諸経費上がっているので値上げしてください。」と言っても、「それはお宅で合理化するなりなんなりして、この価格でできないんだったら、他に頼むよ。」ということで、なかなか認めてくれない。

これ今もあるかも分かりません。それと一緒に賃金というのも経営者から見れば制約条件だと思うんですね。例えば為替の価格、円高になった円安になったから経営に大きな影響が出ると、例えば油価、油の価格上がったたり下がったりしますけど、上がったからといって、だからといってその新しい条件の下で経営を合理化するなりなんなりしなければ、対応しなきゃいけないわけですね。

ですから厳しい環境であっても、やっぱり給与水準が上がったらそれに対応して、例えば経営者は努力しなければいけないと、ましてや最低賃金は本当に最低賃金なものですから、勿論最低賃金上がることで、給与所得の低い水準の方、体系的に見直す必要が勿論あるかと思えますけれども。

でもやはりじゃあ低い給与を下げたままで、上げなくていいのかという極端な話になると、それはたぶんここにいらっしゃる方どなたも賛成なさらないと思います。

ですからそういった意味で、ある程度本県の賃金水準というものが、隣県と比較して低すぎないかというようなことを考慮するのはしょうがないと、勿論異常にそのことばかり執着するのは当然論外でございますけれども、他県の動向は関係なくて、ただ統計的な数字だけで判断すればいいというのは、自社の経営効率だったら、これぐらいの値段でしか売れませんというのと一緒に、実際に売れる値段にするためにどうしたらいいかという工夫をして、多くの中小企業の方は努力なさっておられますので、これもやはり賃金というのはそういうものであろうと考えております。

特にこの最低賃金というのは、非常に弱者の方のセーフティーネットでもありますし、そういった面ですらに企業経営の内部の論理だけで、低ければいいというのはいかがかなと、ただそれはちょっと私の個人的な考えで、私自身は審議会の公益委員の立場でございますので、基本的に自分の考えというよりも、労使が協調して合意していただくようにサポートしていきたいと考えております。

私の考えを押し付けていくという立場ではありませんので、どうぞ誤解なさらないようお願いいたします。以上です。

（森理恵委員）

先ほど来、労働者側の先生からも使用者側の先生からも、審議会の運営に関してはいろいろご発言いただきました。

確かに近年、近県との過度の競争であるかと、最下位争いというようなことがクローズアップされていて、批判も高まっているというのは、公益委員としても承知はしておるところです。

ただ今回、本審議会に関していえば、それを理解はしつつそういう結論にならないように、そういったプロセスといいますか、そういった審議を重ねてまいったと考えておりますので、その結果今年度も公益見解を出しているということをご理解いただければなと感じております。

あと私の個人的な感想なんですけれども、弁護士という仕事上、使用者側に関係もしますし、労働者側の個々の労働者の方ともお話することもあります。

使用者側の立場でといいますか、使用者側に関わるとすれば、最近やはり破産倒産というお話が多いかなとは思ってはいるんですが、ただこちらの方にくる案件というのは、どうしてもそういう極端というか、やっぱりそういった状況に陥ってしまった方々について、その経営の中でこの賃金上昇であるとか、最低賃金がどう影響したかというところは、もはや分からない状態という、それ以外の要因も重なっての結果ということなので、なかなかそのそうなるに至るまでの話ということは、こちらとしてはなかなか聞こえてこないところではあるので、今回使用者側の先生の方から色々お話いただいたことは非常に参考になったなと感じております。

一方でその私の方で最近労働者の立場の方と関わったのが、離婚されて1人でお子さん育てていらっしゃるお母さんなんですけれども、やはり最賃近傍の、正社員ではありますけれども、そういった事業体系で働いていらっしゃるお母さんの家計と一緒に確認するという機会があるんですけれども、やはり最賃が上がる前と上がった後だと、月にすると1万、2万の限度ではありますけれども、実際に本当に手取りが増えて、お子さんに少し色々やってあげられることが増えたというふうな形で、すごく喜んでいらっしゃるがありまして、そういった最賃近傍で働く方の生活の実態というのは、公益委員として認識したうえで審議に臨むということは、今後も大切にしたいなと思った次第です。以上になります。

（飛鳥委員）

私から発効日の要因について、皆さまさまざまなご意見伺って、私が金額の結審、こちらの方は皆さまお忙しい中事務局側のスケジュール調整もあって、さまざまな議論論点を審議しつつした結果の金額決定だったと思いますし、発効日を調整するというのはまた別として、審議を疎かにしないで、ちょっとずれ込んだということであれば、それは仕方ないんじゃないかなと思っております。

あと最低賃金、第一義的にセーフティーネットであるのは変わらないと思うんですけれども、やっぱりその時その時でいろんな論点が入ってくるかと思います。

今であればイラン情勢による原油高も今後考えなければいけないと思いますし、先ほどあった学生がアルバイトしてそのまま就職するということを考えれば、最低賃金といえども人材に対する投資になるかなと、単なるコストではなく、投資としていかに回収していくか、そういった論点とかも、この場に持ち込んでいい論点と持ち込むべきではない論点、色々あるかと思うんですけれども、時が経つにつれて色々議論は難しくなっていくのかなと思っております。私の方からは以上になります。

（石岡会長）

ありがとうございました。色々ご意見があるところだと思いますし、皆さんが一致できる部分、できない部分必ずあるのはしょうがないことなんですけど、ただひとつ押さえておかなければいけないのは、我々の審議会は誰のために、どこを見据えてやっているのかということ、末組織労働者のためだということなんですよね。いつも言っていますけど。

組織労働者はこれから4月以降春闘をやって賃上げを決めていく。そしてその結果を踏まえて夏から我々が末組織労働者をどうしようかと考える。要は末組織労働者というのは自分たちで交渉権を持たないので、そういう人たちの声を代弁するという意味で最低賃金をどう決めようかという話なんです

よね。

今年度の春闘の結果を踏まえて、夏ぐらいから検討して議論するという話なので、その未組織労働者に対して適用する最低賃金が、年度を超えるなどということはありませんよ、本来は。それはあってはいけないことなんです。

私個人的には、年を超えるということもありえないと思っています。ですから、今年度11月21日という設定をしましたが、そういったことを踏まえてのことなんです。

それから確かに今年度いろんなことがあって、いろんな分野からのいろんな声があったようです。全国的には。本県という意味ではありません。そういうことで全国的に見ると、いろんな決め方をしているなあと見ていました。他県のことを気にするなというご意見もありましたが、確かにそれも一理はあるんですけれども、そうはいっても森宏之先生のご指摘にもありましたとおり、やっぱり労働力というのは、市場の中で流動するものだと思うんですね。モンロー主義じゃありませんけれども、青森県だけ独立した国家として全く閉ざされた経済圏として成り立っているというなら別ですが、実際はそんなことはあり得ない訳で、本県の中だけで賃金を決めればいいとは、私は思えない。

この意味で、日本国内の労働者の賃金の情勢、まして東北地方、近いところ、そういうところで労働者の賃金がどういうふうに動くのかというのは、やっぱり判断材料にせざるを得ないというふうに思っております。

ただ、今のような原則論を踏まえながらも、今年度は、全国的には、そういう決め方はどうなんだというようなことがあったのも事実だと思います。

私たちとしてはできるだけそういったことに流されずに、原則的なところに足元を据えながら、決めていきたいという姿勢は崩さずにきたつもりであります。

それに対していろんなご批判ご意見があるのはやむを得ないことだと思いますので、それはそれで受け止めながらまた次の議論に向かっていきたいと思っております。

ということですが、何かございますか。どうぞ。

（小山田委員）

直接じゃないですけど、最初の4業種の方の話に戻りますけれども、今会長さんから未組織労働者のためにやるんだということで、改めて思ったんですけど、たとえばいわゆる公正競争ケースの中で疎明資料というのがありましたけれども、やはり未組織労働者の状況が見えない中で、業種別最賃の審議がなされているという意識が、非常に私自身がそういう受け止めをしておりますので、できる範囲で事務局の方は、申請者の方に4業種の方ですけども、疎明資料ということで、できるだけこう未組織労働者の方の状況が少しでも見えるような資料を集めるといいですか、申出者の方に呼びかけて出してもらうようなところを、だいた改善してきたとは思いますが、さらにそういうアプローチを強めていただければなということで、今の会長さんのお話を聞いていて思ったので発言させていただきました。以上です。

（石岡会長）

あと事務局から何かありますか。

（事務局 労働局長）

今回こういう形で皆さまからの振り返りをさせていただいて、本当に我々としても参考になりました。どうもありがとうございました。

それぞれ立場、立場がありますので、事務局としてはその辺は受け止めて、次の審議に臨みたいと思っています。

我々事務局としては、本省の動きが全てでございますので、全協の動きをしっかりと注視して、本省との情報共有をしっかりとしていきますし、我々の共有いただいたものにつきましては、皆さまにはしっかりと共有していきたいと考えております。

最後に私の感想ですけど、我々としては雇用の動きが本当に重要なと思っています。賃金が上がることについては当然、たぶん皆さん全員ハッピーだと思うんですけども、経営者側にとっては必ずしもハッピーだけではないという認識もよく分かりました。

私が今一番心配しているのは、この最賃のせいで会社が倒産しちゃうというところでございます。幸いデータで見ると、それほどまだ県内倒産件数ってそんなに多くはないなと思っているのですが、隠れ倒産、そういう会社がまだまだあるのかなというのを気にしてしまして、そうするとまた雇用の対応をしなきゃいけないということもございますので、そこはしっかりいろんなデータを見ながら注視していきたいなと思っています。以上でございます。

（石岡会長）

それではよろしいでしょうか。それでは本日の審議会をこれにて終了したいと思います。これをもって今年度の最低賃金審議会は全て終了となります。大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。